

意見書案第 9 号

サイバー対処能力強化法及び同整備法の廃止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 7 年 6 月 16 日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	井 口 真 美
	〃	市 古 次 郎
	〃	石 川 建 二
	〃	渡 辺 学
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	齋 藤 温

サイバー対処能力強化法及び同整備法の廃止を求める意見書

サイバー攻撃による被害防止を目的として、国民が携帯電話やパソコンで送受信する通信情報を政府が常時収集・監視するとともに、警察や自衛隊がサーバー攻撃を無害化する措置を可能にするサイバー対処能力強化法及び同整備法、いわゆる能動的サイバー防御法が参議院本会議で本年５月１６日、与野党の賛成多数で可決成立した。

同法では、自治体を含む、電気・ガス・水道・交通・金融といった基幹インフラの事業者等の通信機器に不正侵入し、混乱又は機能停止させるサイバー攻撃による被害防止を目的としており、政府は基幹インフラの事業者等から提供された通信情報の中からＩＰアドレスやメールアドレス等の機械的情報を選別し、それ以外は直ちに消去するとしている。

しかしながら、ＩＰアドレスはネットワーク上の通信機器に割り当てられる識別番号で、言わばインターネット上の住所に当たるものであり、日本国憲法第２１条で保障された通信の秘密の対象と言えるが、政府と事業者との間で協定を結ぶことで、国民は同意を求められることなく自らの通信情報が一方的に政府に取得されることになってしまう。

さらに、政府が収集した情報は外国政府等の第三者に提供できるほか、目的外利用の範囲に制限がないことから、警察や自衛隊が自らの業務で使用することも可能であり、この点からも通信の秘密を侵害するおそれがある。

また、同法では、自衛隊又は在日米軍が使用する通信機器をサイバー攻撃から警護する自衛官が海外の通信機器に侵入する無害化措置を行うことも可能としており、サイバー攻撃であるかの疑いだけで相手国の同意もなく無害化措置を行うことは、重大な主権侵害や先制攻撃とみなされ、日本国憲法第９条第２項における先制攻撃の禁止に反することも否定できず、国際戦争に発展する危険性がある。

よって、国におかれては、あらゆる面で日本国憲法に違反しかねないサイバー対処能力強化法及び同整備法を廃止するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

サイバー安全保障担当大臣